

而取ハニ名宛トシ新橋ハ従前通四名トス

ハ滞納社費ハ即納スルコト

十二月十日迄ノ分ヲ一週間内ニ即納スルコト

十二月十一日ヨリ昭和五年一月廿日迄ノ社費ハ一

ケ月八十五円ノ割ニテ日賦納入ノコト

ハ中古車ニテモ各駅主任及會社ニ於テ承認シタルモ

ノハ使用スルコトヲ得

ハ右記ノ項目並營業細則ニ依ル公正契約ヲ各人毎ニ

實行スルコト

ハ今回ノ爭議ニ犠牲者ヲ出サハルコト

ニ快商成立企テ時三十分無事解決セリ

右及申(通)報候也

(別記)

折言約書

今回ノ爭議ハ吾等ノ生活上余儀ナキモノト云ヒ下ラ會社ノ危機ニ陥ラ
シメタルハ全ク申訳無之就テハ會社ノ解散ハ尙更一層吾等ノ生活
ヲ島有ニ販スルモノナルヲ以テ此際生キントスベキ方法ヲ共ニ互譲ノ精神
ヲ以テ誠心誠意ヲ以テ即時ニ協議シテ會社ノ盛大ヲ期スルコトヲ折言約
仕候也 即刻爭議善後策ノ全權委員ヲ選舉スルコトヲ今日中ニ全部
ヲ決定出来ル時ハ會社ノ解散ハ余儀ナキモノト存候

昭和四年十二月十日

社長 印
從業員 印

ネ...